

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第六十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

（特定歳入等）

第四十二条の三 法律第二百四十三条の二の七第二項の規定により特定歳入等として知事が定めるものは、次のとおりとする。

- 一 分担金
- 二 負担金
- 三 使用料
- 四 手数料
- 五 財産収入
- 六 寄附金
- 七 諸収入（預金利子及び利子割精算金収入を除く。）
- 八 歳入歳出外現金

第二百四十四条中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改める。

第二百五条第一項中「第二百四十三条の二の八第一項各号」を「第二百四十三条の二の九第一項各号」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。